

## アジア法学会の創設

### ——設立総会・研究大会の紹介——

あさ の り ゆき  
浅 野 宜 之

#### はじめに

- I アジア法研究会のこれまで
- II アジア法学会設立の趣旨
- III 第1回研究大会
- IV アジア法学会の今後と課題
- V 今後の活動方針
- VI 6月大会の紹介

おわりに

#### はじめて

2003年11月27日、専修大学を会場にアジア法学会の設立総会ならびに第1回研究大会が開催された。本学会は、2000年に発足し活動を続けてきたアジア法研究会を組織的に発展させ、アジア法研究に関わる情報交換および相互交流を通じて、日本におけるアジア法研究をさらに進めることを目的に、設立の運びとなったものである。こうした動きが生まれた背景として、

「21世紀に入りグローバル化が進行するなかで、アジア地域と日本との関係もますます深化しつつあり、これとともに、経済学、経営学、政治学、社会学など社会諸科学の側での対応も積極化しています。法学においても、基礎法及び実定法の分野での研究成果が蓄積されつつあります。実務の面においても、法整備支援や海外投資など法制協力のニーズも高まっています。これらの動きを受けて、アジア法の学術的研究

をさらに推進することが緊急の課題となっています」との記述が学会設立趣意書にある。

アジアを対象とする学会としては、これまでアジア政経学会のような学問分野別のもの、日本南アジア学会や東南アジア史学会のような地域別のが活発に活動をしており、また法学の分野でも現代中国法研究会などの学会が活動を進めてきていたが、アジア全域を見通した法学の分野の学会はこれまで存在しなかった。前述のような背景の下、今回新たに発足したのがアジア法学会である。本稿では、このアジア法学会について紹介するため、まずはその前身であったアジア法研究会の活動について概要を報告し、その上で設立総会および第1回研究大会の模様について、アジア法研究の現状と課題とを紹介しつつ述べたいと考える。

#### I アジア法研究会のこれまで

アジア法学会の前身であるアジア法研究会は、前述の通り2000年7月に、アジア地域の法を対象に研究をおこなう研究者や大学院生のための研究発表および相互交流の場として発足したものである。あくまでもインフォーマルな研究組織として、運営上の負担の軽減のために会員宛の連絡は基本的にメーリングリストを活用する

## ~~~~~ 学界展望 ~~~~

などしてきた点を特徴のひとつとして挙げることもできるであろう。開催地についても、各地域の世話人のもとで準備がなされることから、できるかぎり特定の世話人に負担が重くならないうよう、それぞれ持ち回りで開催地を変えて研究会を催した。

法学の世界において、とくに中国などの東アジア地域諸国を除いた国々についての研究は、他の社会科学における状況と比べてみても、傍流に置かれてきたということができる。確かに以前に比べてアジア法という講義を設ける大学は増えており〔香川 2004, 28〕、研究者の数も増えてきているが、それでもなお東南アジアや南アジアの法を研究する者にとっては、研究発表の場も限られている等の制約があったことから、アジア法研究会発足の意義は大きかったといえる。

アジア法研究会として開催された研究会は8回あった。それぞれの回における報告タイトル等を列挙したのが表1である。並んだタイトルをみると、アジア法研究と言で言ってもその研究対象が非常にバラエティに富んでいることに気づかされる。それは対象地域についても同様であり、東アジアを対象とするもの4本、東南アジアが9本、そして南アジアが2本であった。また、各論的な議論ばかりではなく、アジア法をいかに捉えるか、という総論的な議論もまたなされてきており、報告のうち6本がその中に含まれている。

また、参加者の多様さも小さな研究会としては特筆すべき点であった。日本で研究中の外国人法学者による報告は5本を数え、日本人報告者でもアジア法の先駆的研究者から大学院生まで、様々な立場の会員が報告をおこない、討論

がなされた。

研究会開催以外に、名古屋大学法政国際教育協力研究センターが主となって進めている法整備支援にかかる科研プロジェクトの一環として、会員のなかから研究調査のための海外派遣を行った。2003年度には5名がタイ、マレーシア、中国、パキスタンに、2004年度には3名がそれぞれタイ、韓国、インドネシアに赴き調査をおこなっている。2003年度分の調査に関しては、『アジア法の諸相』と題した報告集に収録されている。

以上のように盛んに活動を続けてきたアジア法研究会であるが、その理念であるところのアジア法研究のさらなる発展、研究者間の交流の促進を今後より一層進めるために、学会化に向けて2002年頃から準備作業を開始し、研究会の世話人が幾度も集まり、規約制定に始まる準備作業をおこなうなどしてきた。なお、アジア法学会設立に際し、設立準備委員（アジア法研究会の世話人はすべて名を連ねている）が、そのまま経過措置として、新学会の理事になるという形をとっている。その中で初代の代表理事として、安田信之会員（名古屋大学大学院国際開発研究科。以下肩書きは設立大会当時）が選任された。その他の理事は9名で、うち稻正樹会員（亜細亜大学）が事務局長を兼任している。学会事務局は現在稻事務局長を含め6名の会員で構成されている。会員間及び理事間のやり取りは基本的に電子メールによっている点は、アジア法研究会の時代と変わらない。

### II アジア法学会設立の趣旨

上記のような経緯から設立されたアジア法学

表1 アジア法研究会により開催された研究会

	日 時	会 場	報 告 者	題 目
第1回研究会	2000/7/15	中央大学市谷 キャンパス	針生誠吉 千葉正士	20世紀アジア・中国の総括と展望－アジア新時代、 アジア法創造のための日中歴史的考察－ アジア法の視点
第2回研究会	2000/11/14	名古屋大学 国際開発研究科	Antons Christoph 金子由芳 鈴木敬夫	Law and Development in East and Southeast Asia: From Development to the Rule of Law? アジア危機後の担保制度改革の帰趨－インドネシア・ タイ・ベトナムの動産担保制度を例に 転換期の東アジア・人権と法制－中国と韓国における新しい思想－
第3回研究会	2001/4/7	神戸大学 国際協力研究科	石塚 迅 市川英一 鈴木康二	言論の自由をめぐる中国法学界の今日的議論 社会主義中国における『関係的』契約の展開－中国版『関係的契約論』序説－ タイの行政裁判所法と外資ビジネス・経済協力
第4回研究会	2001/7/29	アジア経済研究所	佐藤 創 孝忠延夫	インド公益訴訟再考 南アジアの憲法と国民統合－インドとスリランカの 憲法改革動向を手がかりとして－
第5回研究会	2002/3/9	関西大学 法学研究所	M. Kamal Gueye Pichet Maolanond 角田猛之	Foreign Investment and Environmental Control in Indonesia: Legal Avenues for NGO Participation in Monitoring Compliance Did Buddhist Influence hinder the Thai Judges from Delivering the Sentences with Severe & Capital Punishment? :An Argument to Mr. Masao Tokichi, a Supreme Court Justice (1902-1909) of King Rama V of Siam 法文化のなかみと法文化へのアプローチの方法－ア ジアの法文化をも視野に入れて－
第6回研究会	2002/7/13	名古屋大学 国際開発研究科	佐藤安信 蘭 已晴 Kittisak Prokati	ベトナムにおける紛争解決と法－外国投資関連の商 事紛争処理を中心－ 生物多様性条約における伝統的知識の保護 The Role of Buddhism and the Matri-local Marriage in the Thai Legal Culture
第7回研究会	2002/11/30	福岡市博物館*	作本直行 安田信之	International Workshop on Law, Development and Socio-Economic Changes in Asia at IDE How Law Can Interact with the Society? : A Note on Recent Law Reform Movements in Asia
第8回研究会	2003/9/6	亜細亜大学	香川孝三 Hikmahanto Juwana 大友 有	労働・雇用および人権についての企業行動規範の役 割 Law's Enactment Policies: The Case of Indonesia タイ憲法裁判所とタクシン首相資産隠蔽疑惑事件

(出所)著者作成。

\*九州大学法学研究院・日本学術振興会アジア学術セミナー「アジア社会と法」と合同。

会は、その目的を「アジア及びそれ以外の発展途上地域の法及び関連領域の研究の発展」としている（規約第2条）。この一文にはアジア法を考える上で重要なキーワードが含まれているが、

その点については後述したい。そして、この目的を達成するため、学会は次のような事業をおこなうとして（同第3条）  
(1)研究会および講演会の開催

## ~~~~~ 学界展望 ~~~~

- (2)研究成果の公表
- (3)内外の研究者、学会その他関係機関との交流の促進
- (4)その他本会の目的を達成するために必要な事業

を挙げている。原則として年2回の研究大会の実施およびその研究成果の発表が、当面の主要な活動になる。

規約作成に当っては、アジア法学会の名称に含まれる「アジア」を定義づける必要があった。『法律時報』の毎年12月号において掲載されている「学界回顧」の「アジア法」の欄では東アジア、東南アジア、南アジア、中東・中央アジアという区分がなされており、それ以外の非西欧地域、例えばアフリカやラテンアメリカの国々を対象とした研究はこの中に含まれていない。設立までの議論のなかで、アジア以外を対象地域とする研究および研究者を排除することは想定していないことが確認され、その結果、会の名称としては「アジア」という言葉を用いているものの、他地域の研究も含めていくことが定められている。ただし、無制限に他地域の研究を含めていくことは、アジア法学会の本来の目的にそぐわないことでもあるとして、規約第2条に「アジア及びその他の発展途上地域」ということばが用いられることとなったものである（アジアに関しては、先進国も研究対象に含むことが共通理解として認められている）。この点について、安田は、「グローバリゼーションという名のもとに、西欧特に英語圏・アメリカ法が世界を席巻しつつある今、それとは構造を異にする法文化を保持してきたアジア、アフリカおよびラテン・アメリカという『非西欧諸国』を大きく一つの枠でくくることは有意義で

あると考える」とし、さらに、「1960年代と比べれば3地域間の相違はますます明確に認識されており、この地域間のこれまでの法の発展の比較は不可欠である」と述べている〔安田2004, ii〕。

規約に含まれるもうひとつのキーワードは、「法及び関連領域の研究」というものである。単に「アジア及び発展途上地域の法」の研究とするのではなく、「関連領域の」研究という一語を付け加えていることに注目すべき点がある。アジアの法を研究するに際して、例えば日本法の研究を日本においておこなう以上に、アジア諸地域の文化的、政治的、社会的背景を知り、法的側面を学ぶことに生かす必要があると思われる。この理由として安田は、「アジアを中心とする非西欧諸国は、近代法を自ら生み出した西欧諸国とは異なり、法が他のさまざまな社会規範と結合しており、自律的に機能しているとはいがたい」〔安田2004, ii〕ことを挙げている。そのためには法学以外の分野、例えば政治学や社会学、経済学等の研究成果を取り入れ、さらにはともに手を携えて、研究を進めていくことが求められる。

以上のような方針の下でアジア法学会の活動がスタートした。その活動の最初が、総会に引き続いて開催された、第1回研究大会である。つづいて、本研究大会における報告について、簡単に紹介したい。

### III 第1回研究大会

第1回研究大会では、まず千葉正士名誉会員（東京都立大学名誉教授）からアジア法学会創設を祝するメッセージが送られた。このメッセー

ジでは、アジアを含む非西欧の法を対象とする研究が近年その重要性が見直されてきていることを紹介した上で、今後アジア法学会としてなすべき課題を提示され、新たな学会の門出を励ましていただくとともにその道筋を照らしていくものとなった。

続いて徐元宇会員（ソウル大学名誉教授）による「東アジアー問題と視角」と題した記念講演がおこなわれた。本講演では、まず日本、韓国、中国3カ国の歴史的状況から、その文化の多様性とともに互いの疎遠な関係が生まれたことについて、具体例を挙げながら論じられた。その例としては、古くはいすれの国も鎖国政策を敷いたり、共通語が存在しなかったりしたことや、近代以降は西洋にその目が向いていたこと、等が挙げられた。しかしながらグローバリゼーションが進行する現代においては、長期間にわたる互いに疎遠な関係から脱却し、相互に連合していく必要性があることが述べられた。

香川孝三会員（神戸大学大学院国際協力研究科）は明治以降の日本におけるアジア法研究について歴史的に検討し、その変化と今後の課題について報告した。香川報告によれば、明治期以降の日本におけるアジア法研究はいくつかの時期に分けることができるとされ、アジア法への関心が生まれ始めてきたのは東アジア諸国を植民地としていくなかでのことであったとしている。こうした状況の中での具体的な事例が、たとえばシャムへの政尾藤吉の法律顧問としての派遣であったり、朝鮮半島や華北地域等での旧慣調査であったりするという。そして、これらを含めた戦前の研究への評価がなされていないことについて、法律研究者による戦争責任の清算が不十分であることが理由のひとつである

とした。第2次大戦後はアジア法研究にとって追い風の時期もあれば停滞する時期もあるというのが実情であったとして、とくに1950年代半ば以降、アジア各国との経済関係が緊密化するにつれて、諸国の法制度について研究する動きが活発になり、さらに1970年代後半からは分析の方法等にも関心の広がりがみられるなどとしたうえで、現在の、以前より多様なアジア法研究が展開され始めた時期へとつながってきていた。とくに1990年代以降のアジア法研究を支える背景として、社会主义体制の崩壊、経済のグローバル化、さらには主に移行経済体制諸国を対象とする法整備支援事業の開始とこれに関わる民主化や人権の問題への注目などが挙げられた。香川会員は最後に、アジア法研究者の世代論を紹介した後、アジア法研究を、とくに日本でおこなうことの意味を改めて問うこと、アジア諸国の研究者との共同研究を、戦前の繰り返しではなく情報の交流をおこないながらなすべきこと、などを提示した。

Veronica Taylor会員（ワシントン大学アジア法センター所長）は、まずオーストラリアやアメリカなどの英語圏におけるアジア法に関する研究状況について、主要な学会でもアジアにおける法について取り上げるようになったり、研究センターやネットワークの形成がみられたりしていると紹介した上で、「アジア法」ということばと「アジアにおける法制度」との対比を行い、アジア法という概念の位置づけを行っている。さらに、法制度や文化に関わる地域研究的アプローチと法の役割に関する経済学的アプローチとの間には緊張関係があり、後者は援助国政府や国際金融機関に支持されるものであると述べた。つづいて、ソビエト連邦の崩壊、

## ~~~~~ 学界展望 ~~~~

1997年のアジア通貨危機、9・11事件などから、アジアにおける法制度のあり方が様々に、大きく変化したことに言及した。

さらに、「移行」という新たな概念が生まれてきたことも動きのひとつとして挙げられた。アジア諸国の法制度において「移行」はさまざまな形で掲げられている。ひとつは、政治改革と指導者の交代の中で、政治参加の拡大や人権の保障等への期待の中に現れている。あるいは、アジアは商業的・構造的な法制度改革において焦点の当たられる地域となっており、そのことは経済発展がもてはやされた国々の法制度改革が「移行」という視点を通して進められていることに明確に示されているとした。この他イスラーム法の重要性の増加という論点も挙げられたが、締めくくりとして、アジア法研究者にとって、アジア地域における法改革にいかなる形で関わっていくか、という点が重要になると述べた。

山下輝年会員（法務省法務総合研究所国際協力部）は、自身の携わってきた法整備支援の経験を通じて、これがとりまく課題および法整備支援がアジア法学者に求めるものなどについて具体的な報告および提言を示した。まず、法整備支援においてアジアという場合、基本的には東南アジアを指すことを前提とした上で、これらの国々の法律情報が不足していること、そして継続的に携わることのできる専門家が足りないことなどの問題が指摘された。これらの問題の対策において、アジア法学者の存在は大きいものがあるとして、アジア法学会の役割に期待が寄せられた。また、アジア法学者にとっても、自らの研究対象を広げる貴重な機会になりうことなどが紹介された。最後に、法整備支援を

進める上でアジア法学者、特定分野の法律専門家そして実務家の3者が協力することが必要ななかで、重要な位置を占めるアジア法学者が不足する現状があり、その養成に関してもアジア法学会への期待が持たれることが述べられた。

孝忠延夫会員（関西大学法学部）は、まずアジア法の認識枠組を問うような議論、研究が継続的になされるべきことを述べた上で、国家作用、国家法についての研究もまた変わらず必要であることを示した。また、人権保障の仕組みについて、このなかからアジア法文化の特質を見いだすことができるとの前提を示し、インド憲法の第4編「国家政策の指導原則」およびこれが憲法前文、基本権規定とともに示す理念を具体化する姿勢の上に現れた社会活動訴訟の例を挙げて、裁判所が人権保障に向けて積極的な姿勢に転じた例を紹介し、人権実現の手段としての司法府の相対化、という考え方をアジアから発信することができるのではないかとの見方を提示した。また一国、一地域の制度を紹介するとしても、その歴史的意味、その国での意義、紹介の意味と意義とを明確にすべきことを提言された。

これらの報告については、論文の形でまとめられたものを収録した冊子が、名古屋大学法政国際教育協力研究センターおよびアジア法学会との共同発行のかたちで、『アジア法研究の新たな地平』と題して刊行された。

### IV アジア法学会の今後と課題

第1回研究大会では、それぞれの報告者からアジア法学会が取り組むべき課題や期待が提示された。そこで、それらの課題を整理し、今後

アジア法学会がいかなる活動を進めていくべきかを述べたい。

千葉会員は、その記念メッセージの中でアジア法研究者の留意すべき点として2つの事柄を挙げている。それは第1に固有法を護る現地民衆の主体的観点の理解であり、第2に世界の中でのアジア法の理解である。そして、これら2つの観点を可能にする方法論の構築が求められるとしている。アジア法の研究枠組の設定、あるいは研究の方法論の探究は、安田会員も研究課題のひとつとして挙げている<sup>(注1)</sup>。アジア法研究を志す若手研究者は徐々にではあるが増えているとされ、また研究課題も広がりを見せてきているが、逆に各研究者が進める研究の対象地域や対象とする事項がせまく、または細かくなっているのではないかと思われる。もちろん、日本法の解釈を行うように、法令や判例の解釈等を行うことはアジア法研究において必要なことであるが、同時にアジア地域をみずえてそのなかでの法のあり方を検討するための方法論を考えることも必要であろう。このことは、香川会員が報告のなかで提示した「なんのためにアジア法研究をおこなうのか」という問いについて考えるための手がかりを与えるものとなる。アジア法学会においても、アジア法の総論的な検討をおこなう場を研究会のなかで設定するなどしていくことが求められよう。

法整備支援事業の経験に基づき、山下会員からアジア法学会が人材養成の場となるよう期待している旨の発言があった。前述のようにアジア法研究者は増加しつつあるとはいえ、その対象領域には偏りがあることは否めない。東アジア以外の地域に関してはいまだにその数には限りがあるのが現状であり、そしてその研究成果

を表す機会も限られている。アジア法学会がそうした地域の法を研究する者、とくに若手研究者にとって切磋琢磨する場となることが期待される。

他国のアジア法研究機関及び研究者との交流が、アジア法学会の今後の課題として提示されている。こうした意見は、千葉会員やTaylor会員の発言の中にみられるものであった。とくに海外のアジア法に関する研究機関との連携という点で見れば、これまで各研究者あるいは大きくとも大学単位でのつながりということがほとんどであり、日本国内の研究者・研究機関との窓口になるような組織は存在しなかった。しかし、Taylor報告にみるように、アメリカ、オーストラリアあるいはシンガポールなど、さまざまな国々でアジア法研究の拠点<sup>(注2)</sup>が活発に活動をおこなっている現在、これらとの対応を継続的にかつ包括的におこなっていくためにも、アジア法学会が日本側のハブとなることの意義は少なくないと思われる。こうした海外の研究機関や研究者との交流が、先に述べた千葉会員の提示する留意点である「世界の中でのアジア法の理解」につながるものと考える。

比較法学会など日本国内の他学会や他の研究機関との連携あるいは交流も重要な課題である。比較法学会においては現在とくにアジア法のみに焦点を当てた部会は設けられていないが、シンポジウムなどのなかでアジア法に関わるテーマが取り上げられることが多い<sup>(注3)</sup>。また、日本法社会学会でもアジア法に関わる報告がなされることがある。こうした学会のほか、名古屋大学法政国際教育協力研究センター(CALE)をはじめ、九州大学アジア法センターなどの機関とも交流を保ちながら、国内でアジア法につ

## ~~~~~ 学界展望 ~~~~

いて研究および情報交換する場を、一層広げていくことが求められよう。

### V 今後の活動方針

アジア法学会としての当面の活動方針案は以下の7点が提示され総会において了承された。

- (1)2004年6月に第2回研究大会を開催すること。  
これについては後述する。
- (2)2004年11月をめどに、2004年度研究総会を開催すること。研究大会は年に2回開催し、学会としての総会は年に1回開催するという形をとることが了承された。
- (3)刊行物に関しては、理事会に設置する編集委員会を中心に検討し、できるかぎり早い時期に具体化を図ること。いかなる形式での発行になるかはまだ決定されていない事項ではあるが、刊行物の内容を研究大会での報告等とリンクさせて内容の充実化を図ることが予定されている。
- (4)すでに学会の課題として提示されている、海外の研究者や学会などとの連携について、理事会内に国際委員会を設置し、英文の学会案内作成をはじめ広く海外との交流につながる作業を進めていくこと。
- (5)2004年2月現在で会員数112名（理事9名、監事2名、事務局6名）の小さな学会であるが、今後広報活動に努め、一層の会員拡大を目指すこと。インターネットを通じてアジア法学会の名を知り、連絡をとってきた会員が一人ならずいたことから、ホームページの充実化等も今後重要な課題として提示されることとなろう。
- (6)学会の財政基盤確立に努めること。

(7)将来的に、『法律時報』の学界回顧「アジア法」の執筆について、学会として取り組むこと。

これらの活動方針のうち、まずは当面実施を急がねばならないものとして、6月に迫っている第2回研究大会の開催がある。第1回研究大会がアジア法学会の船出の場であったとするならば、第2回研究大会は今後のアジア法学会の発展を占う重要な機会になると思われる。最後に、6月の研究大会の内容予定を紹介し本稿の締めくくりとしたい。

### VI 6月大会の紹介

2004年6月20日（日）には、明治大学において「アジア法研究の新たな射程」と題して、第2回研究大会を開催する。午前中は全体シンポジウムとして、鈴木賢（北海道大学大学院法学研究科）会員による「移植法と本土資源のクレオールー中国の場合に即して-」、神尾真知子（尚美学園大学総合政策学部）会員による「ジェンダー法学とアジアー日本の場合-」および大沼保昭氏（東京大学大学院法学政治学研究科）による「国境を越える諸問題と文際的視点ー欧米中心的な『ものの見方』を克服する一つの試みとして-」の3報告が予定されている（以上は報告予定順）。午後は、アジア法研究を「国家」、「市場」そして「社会（共同体）」の3側面から探る試みとして、3つの分科会を設け、報告および討論の場とする。第1分科会は稻正樹会員をコーディネーターとして、「アジア立憲主義の新潮流」と題し、民主、人権、平和の3原則と切り結ぶアジア立憲主義の最新動向と理論的課題を浮き彫りにする、いわばアジアのそれぞ

れの国における立憲主義というものをいかに理解するか、ということを検討課題としたものである。第2分科会は松本恒雄会員及び今泉慎也会員をコーディネーターとして、「アジアの民商事法」と題し、アジア諸国の民法、商法、会社法、労働法、知的財産法、独禁法、消費者保護法などを対象に、理論と実務を架橋する研究をおこなうことを目的としている。研究者と実務家との交流が今後のアジア法研究の発展に不可欠なものであることは既に述べたが、なかでもビジネスと係わりの深い民商事法の分野においては、こうした交流が特に重要なものとなる。本分科会がそのための契機となることを期待したい。第3分科会は、大村泰樹会員及び浅野宜之をコーディネーターとして、「アジアにおけるコミュニティと法」と題しておこなわれる。ここでいう「コミュニティ」は「国家」とも「市場」とも異なる、しかしアジアにおいてその存在が重要な意味を持つと考えられる（領域的なものを含めた）つながりをイメージしており、これに対して法がいかなる働きかけをしているのかを検討する場としてこの分科会が設置されたものである。

なお、先にも述べたように、名古屋大学法政国際教育協力研究センター(CALE)との共同作業により冊子『アジア法研究の新たな地平』が作成された。これは、第1回研究大会において報告されたものの内容のほか、昨年度学会を通じて海外に派遣され、調査等を実施した3名の会員がその報告をよせたものであるが、現在のアジア法研究の状況を知るために重要な資料となると考えられる。本冊子の内容に関する問い合わせ等は、事務局アドレス宛にご連絡をいただきたい。また、今後ホームページの充実化

も予定される課題のひとつであるので、こちらもご覧いただき、ご意見をたまわれれば幸いであります。

アジア法学会事務局アドレス：asianlaw@gold.ocn.ne.jp

アジア法学会ホームページ：<http://home.att.ne.jp/zeta/asianlaw/>

### おわりに

以上、簡単ではあるが産声を上げたばかりのアジア法学会について概略を紹介した。アジア法研究会がそうであったように、アジア法研究者間の自由闊達な議論がなされるフォーラムであるとともに、日本においてアジア法を研究することの意味を問い合わせし、かつアジア諸国における法をめぐる状況の紹介と検討を通して、アジアについてみつめていく場になることを期待している。上述の内容にご関心をお持ちの皆さんに、参加を呼びかける次第である。

(注1)これまでに日本において出版されたアジア法の分析枠組に関わる著作としては、千葉(1991; 1998)、安田(1987; 2000)等が挙げられる。

(注2) Taylor会員が所長を務める、アメリカのワシントン大学アジア法センター(Asian Law Center)のほか、カナダのブリティッシュ・コロンビア大学アジア法学センター(Centre for Asian Legal Studies)、オーストラリアのメルボルン大学アジア法センター、シドニー大学アジア太平洋法センター(Center for Asian and Pacific Law)などがあり、またシンガポール国立大学にもアジア法研究所(Asian Law Institute)が設置されている。スペイン・オニャーティには法社会学国際研究所が置かれており、法社会学研究のなかの重要な分野として非西欧法研究を位置づけている。

(注3)たとえば、比較法学会創立50周年記念シン

## ~~~~~ 学界展望 ~~~~

ポジウムは「『法整備支援』と比較法学の課題」と題したものであった。詳しい内容については、戒能（2001）参照。

### 文献リスト

- 戒能通厚 2001. 「比較法学会創立50周年記念シンポジウム『法整備支援』と比較法学の課題」『アジア経済』42(1): 52-62.
- 香川孝三 2004. 「日本における明治以後のアジア法研究史」 アジア法学会報告集『アジア法研究の新たな地平』 アジア法学会・名古屋大学法政国際教育協力研究センター 13-46.
- 千葉正士 1991. 『法文化のフロンティア』 成文堂.  
—— 1998. 『アジア法の多元的構造』 成文堂.
- 安田信之 1987. 『アジアの法と社会』 三省堂.  
—— 2000. 『東南アジア法』 日本評論社.  
—— 2004. 「序」 アジア法学会報告集『アジア法研究の新たな地平』 i-x.

(本稿の内容については基本的に筆者個人の見解に  
もとづくものであり、 アジア法学会およびその事  
務局を代表してのものではないことを申し添えた  
い。また6月大会の内容等は予定であり事前にご  
確認賜りたい)。

(聖母女学院短期大学助教授・アジア法学会事務  
局)